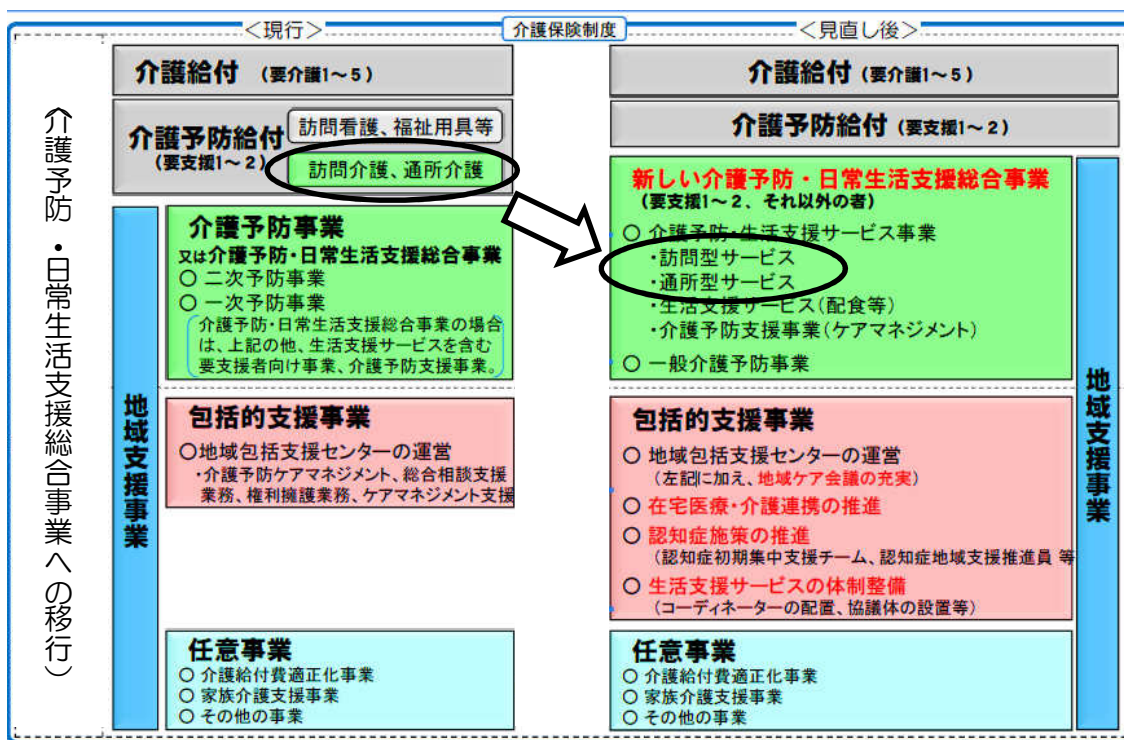


3 介護予防サービスの介護予防・日常生活支援総合事業への移行について

平成26年6月25日付で「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療介護総合確保推進法）が公布され、介護予防サービスのうち、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」を「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」）に移行し、平成29年度までに全ての市町で実施することとなりました。姫路市では、平成29年4月1日から実施します。



(1) 総合事業のみなし指定について

平成27年3月31日時点で、「介護予防訪問介護」又は「介護予防通所介護」の指定を受けている事業者は、総合事業の「現行の訪問介護相当のサービス」又は「現行の通所介護相当のサービス」として、平成27年4月1日に指定を受けたものとしてみなされています（みなし指定）。

平成27年4月1日以降に、「介護予防訪問介護」又は「介護予防通所介護」の新規指定を受けた事業所は、総合事業のみなし指定の対象事業所とはならないため、総合事業が実施される平成29年4月1日に、新たに総合事業の指定を受ける必要があります。

(2) みなし指定の有効期限について

総合事業のみなし指定の有効期限は平成30年3月末までのため、平成30年4月以降も事業を継続する場合は、総合事業の指定の更新を受ける必要があります。

(3) 介護予防の指定の有効期限について

「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」の指定の有効期限は、指定更新の通知書に記載された指定有効期間の満了日が平成30年4月以降であったとしても、平成30年3月31日までとなります。

(4) 小規模な通所介護事業所について

定員が18人以下の通所介護事業所は、平成28年4月1日に地域密着型通所介護事業所に移行しますが、「介護予防通所介護」の指定は継続します。

総合事業の手続きについては、(1)、(2)と同じです。

